

名勝法華寺庭園保存活用計画

高橋 知奈津 (奈良文化財研究所 文化遺産部 遺跡整備研究室)

1. はじめに

奈良市は、奈良県の北端に位置する。市域は東西に長く、中央に位置する春日山系以東は大和高原の山地、以西は奈良盆地北部の平坦地である(図1)。

市政が実施された明治31年(1898)段階での市域は、江戸時代の奈良奉行所の管轄下にあった奈良町の範囲をほぼ踏襲するものであったが、以後、大正時代に北部、昭和30年代に西部・東部の郡村を編入して拡大した。さらに平成17年に最後の合併として添上郡月ヶ瀬村、山辺郡都祁村を編入し、現在の市域276.84km²を有することになった。

人口は、昭和30年国勢調査で115,674人であったのが、平成17年国勢調査の370,102人をピークにと平成30年12月1日時点で357,249人と微減傾向にある。平成30年度の奈良市の予算は、一般会計1,305億2,640万円、特別会計788億9,570万円、公営企業会計258億円となり、総計2,352億2,210万円である¹⁾。

一般会計に含まれる文化財関連予算は、約3億

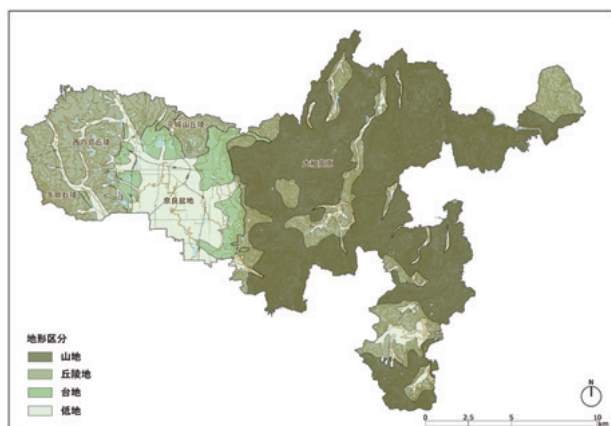


図1 奈良市の地形

700万円であり、土地の公有化を含む史跡等の文化財整備事業に関する予算は1億1,900万円となっている²⁾。

平成30年11月2日現在の奈良市に所在する指定文化財の総数は、1,089件であり、その内訳は国指定文化財790件、県指定文化財149件、市指定文化財150件となっている。このほかに旧都祁村・月ヶ瀬村定文化財72件と、登録有形文化財103件、選定保存技術3件がある。

遺跡整備等に関連して、奈良市が近年実施している主な事業には、特別名勝・特別名勝平城宮跡左京三条二坊宮跡庭園の修理事業、史跡大安寺旧境内保存整備事業がある。また、文化財に係る広域的な計画として、「奈良市歴史的風致維持向上計画」が平

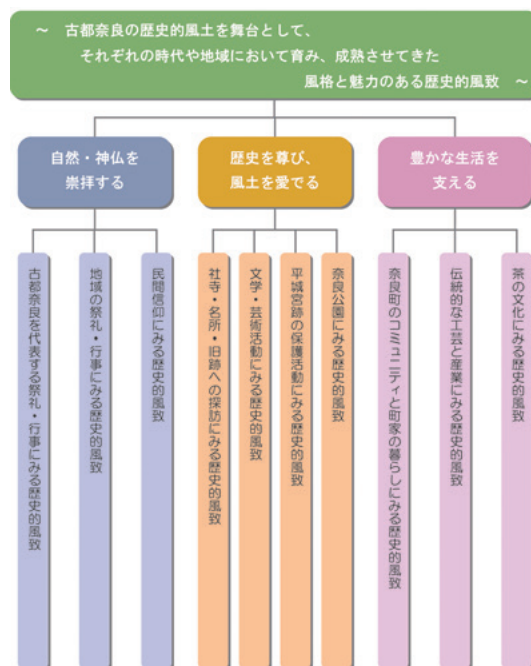


図2 奈良市の維持向上すべき歴史的風致の構成

成27年2月に策定され（図2）、奈良町及び奈良公園地区が重点区域となっている。また、世界遺産「古都奈良の文化財」（平成10年一覧表記載）について、奈良県・奈良市により「包括的保存管理計画」が平成27年3月にまとめられている。

2. 保存活用計画の策定経緯

(1) 法華寺とその伽藍

法華寺は、奈良盆地の北部に東西に広がる平城山丘陵の南面裾部、佐紀盾列古墳群のコナベ古墳から南方500m地点、平城宮跡の東に隣接する法華寺町の集落内に位置する（図3）。東大寺転害門から西に延びる一条南大路（佐保路）が現境内の南につきあたり、東から西流してきた佐保川は境内の南方600m地点で南折する。また境内の北東に海龍王寺の境内が接する。

天平17年（745）に、光明皇后が父である藤原不比等の邸宅を宮寺に改めたことに始まるとされ、総国分尼寺として諸国の尼寺を統括した。平安時代には衰退し、その後復興と罹災を繰り返した。近世には、公家の息女を門主とする比丘尼御所として、「水室御所」と呼ばれ、京都御所の東方に里坊を構えていた。



図3 法華寺の位置（☆印）

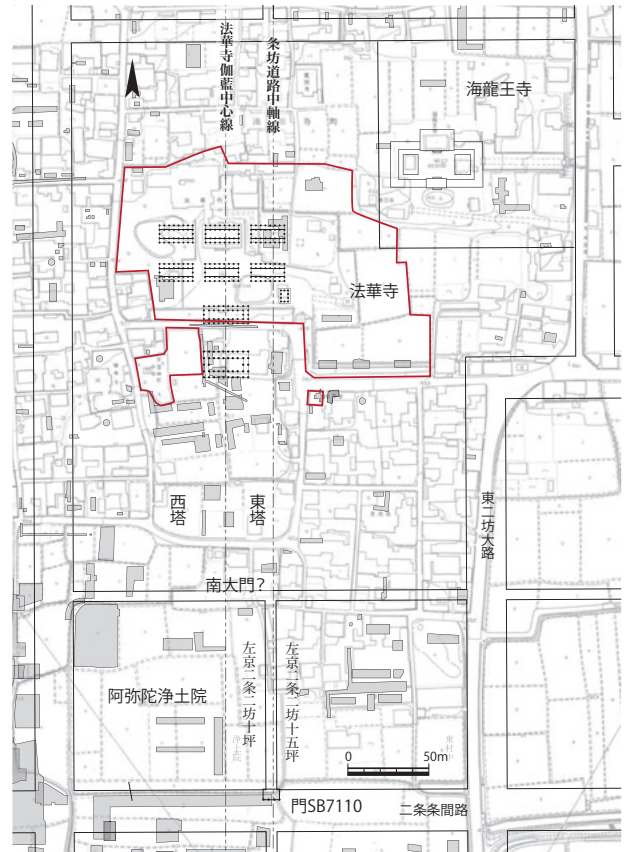


図4 法華寺旧境内（黒線）と現在の境内（赤線）

現在の法華寺境内は、奈良時代の旧境内における講堂以北を継承する範囲である（図4）。本堂は、古代伽藍の中軸線上の東西棟の建物（食堂か）の跡に、慶長6年に片桐且元を奉行として、豊臣秀頼が再建した建物である。この時南門、鐘楼も再建され、これら3棟が国の重要文化財建造物に指定されている。

境内は、昭和25年9月に近畿地方に多大な被害をもたらしたジェーン台風で罹災した。昭和11年に入寺した久我高照門跡の在任時のことである。この復興事業として、昭和26年から31年にかけて、本堂・南門・鐘楼が解体修理され、併せて本堂の北西に位置する客殿とこれに伴う庭園についても調査がおこなわれた。庭園の調査にあたったのは、当時奈良文化財研究所の建造物室長であった森蘊である。結果、昭和29年に客殿と庭園が県指定文化財となった。その後、昭和32年までに客殿が修理された。それと共に客殿の西に奥座敷が移築され、その南面に森蘊によって小庭が新造された。以上の建造物や庭園の修

理等の伽藍整備は、「昭和の大修理」と呼ばれ、完了後の昭和33年、光明皇后1200年大遠忌法要に併せて、法華寺大修理惣供養が実施されている。御門跡は、その後も近代に失った旧境内地の買い戻し、歴史的な建造物の移築保存や、茶室や庭園の新造等の境内整備を実施されており、これらの事績からは文化財や文化的営為に対する御門跡の見識がうかがえる。

法華寺はこのほか、国宝の絵画・彫刻、有形民俗文化財建造物、県指定文化財（建造物）、その他文書など、数多くの文化財を抱えている。

(2) 法華寺庭園の指定

名勝法華寺庭園は、平成13年1月29日付告示を受けて指定されたが、この時、史跡法華寺旧境内も同時に指定された。平成11年2月～4月に、法華寺旧境内の西南部での発掘調査によって、法華寺阿弥陀浄土院の園池跡が発見された。これが史跡と名勝の同時指定のきっかけとなったと推察される。

名勝の指定説明文をみると、基本的に昭和29年に県指定文化財となった際の価値づけを踏襲し、「前庭」「内庭」「主庭」と呼ばれる客殿に伴う3つの庭園の価値が記載されている。一方で、指定範囲は、上記の「前庭」「内庭」「主庭」を含む地番が一筆にまとまっていたことから、地番を指定する方法を採ったようである（図5）。しかし、この地番は、実態として指定説明文の内容を越えた、法華寺の現境内全域に相当する範囲となっており、指定説明文の趣旨と指定範囲とにズレが生じていた（後述）。

(3) 近年の状況と計画策定

名勝法華寺庭園は、これまで光明宗法華寺によって維持管理が続けられてきた。しかし、近年、庭園の主要な景観を構成するマツの枯死が多発し、結果的にこれらを伐採せざるを得ない状況が相次いだ。また、初夏の見どころとなっているカキツバタの花付きが年々悪くなり、その養生のために、春季・秋季の年2回の庭園公開のうち秋の公開を中止しなければならない事態となった。また、高木の繁茂、豪雨時の池水の溢流、池護岸のゆるみなど、日常の維

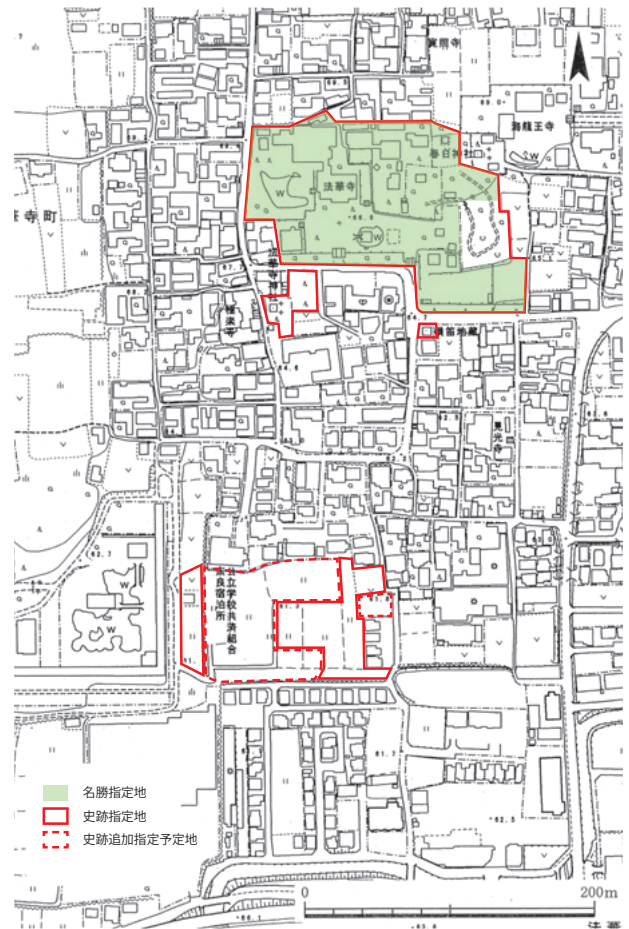


図5 名勝法華寺庭園と史跡法華寺旧境内の範囲

持管理のみでは、対応しきれない様々な問題が生じてきていた。法華寺は、このような状況に対処するため、奈良市教育委員会教育総務部文化財課（当時）と協議をおこなった。そして、名勝庭園を将来に亘って継承していくためには、国の補助金を受けた整備事業の実施が必要であり、そのためには、保存活用計画を策定し、名勝の価値を明らかにするとともに、保存活用の方向性を示す必要がある、との結論に至った。

そこで、保存活用計画策定のための調査を奈良文化財研究所に依頼し、同研究所の文化遺産部との連携研究として、庭園調査および名勝の保存活用に関する実践的研究に取り組むことになった。とりまとめは文化遺産部 遺跡整備研究室が担当した。調査は、平成28・29年度に、同室および歴史研究室・建造物研究室が庭園・史料・建造物調査にあたり、企画調整部写真室、埋蔵文化財センター保存科学研究

室がそれに協力した。

上記の調査を受けて、法華寺は、平成29年9月に、名勝法華寺庭園保存活用計画策定委員会を組織し、平成30年6月までに計5回の審議を重ねた。委員会の構成は、庭園史・観光学、建築史、近世史の専門家、住職を委員とし、オブザーバーとして文化庁、奈良県文化財保存課、奈良市文化財課が参加した。本計画は、奈良県内の名勝では初めての保存活用計画の策定であるため、委員会においては市や県の文化財担当者にもそれぞれの立場で議論に参画いただいた。

3. 名勝法華寺庭園の価値

(1) 法華寺庭園の空間構成と造営時期

指定説明文の内容に則すと、法華寺庭園は、本堂の北西に位置する客殿に伴う庭園である。この客殿

は、仙洞御所から移築されたという伝承のある建物で、東西棟の二棟の建物が東西に横並びに接続している。厳密には、そのうちの西の棟を上の御方（かみのおかた）、東の棟を客殿と呼び、客殿の東に大玄関が取りつく。庭園は、本堂の東にある中門から客殿に至るアプローチとなる「前庭」、客殿南面を平庭とした「内庭」、上の御方の西南に広がる池庭の「主庭」の三つの空間からなる（図6）。

庭園の造営時期を直接示す史料は現在のところ確認されていない。近世の庭園の様子については、「法華寺御所境内惣絵図」（宝暦13年（1763）～安永2年（1773）、法華寺所蔵）に記される「御殿」や、『大和名所図会』（寛政2年（1790））に描かれる「ごてん」の南の築山や茂みに、その存在がうかがわれ、少なくとも江戸時代中期ごろまでには、現在の地に庭園が営まれていたことは推し量られる。

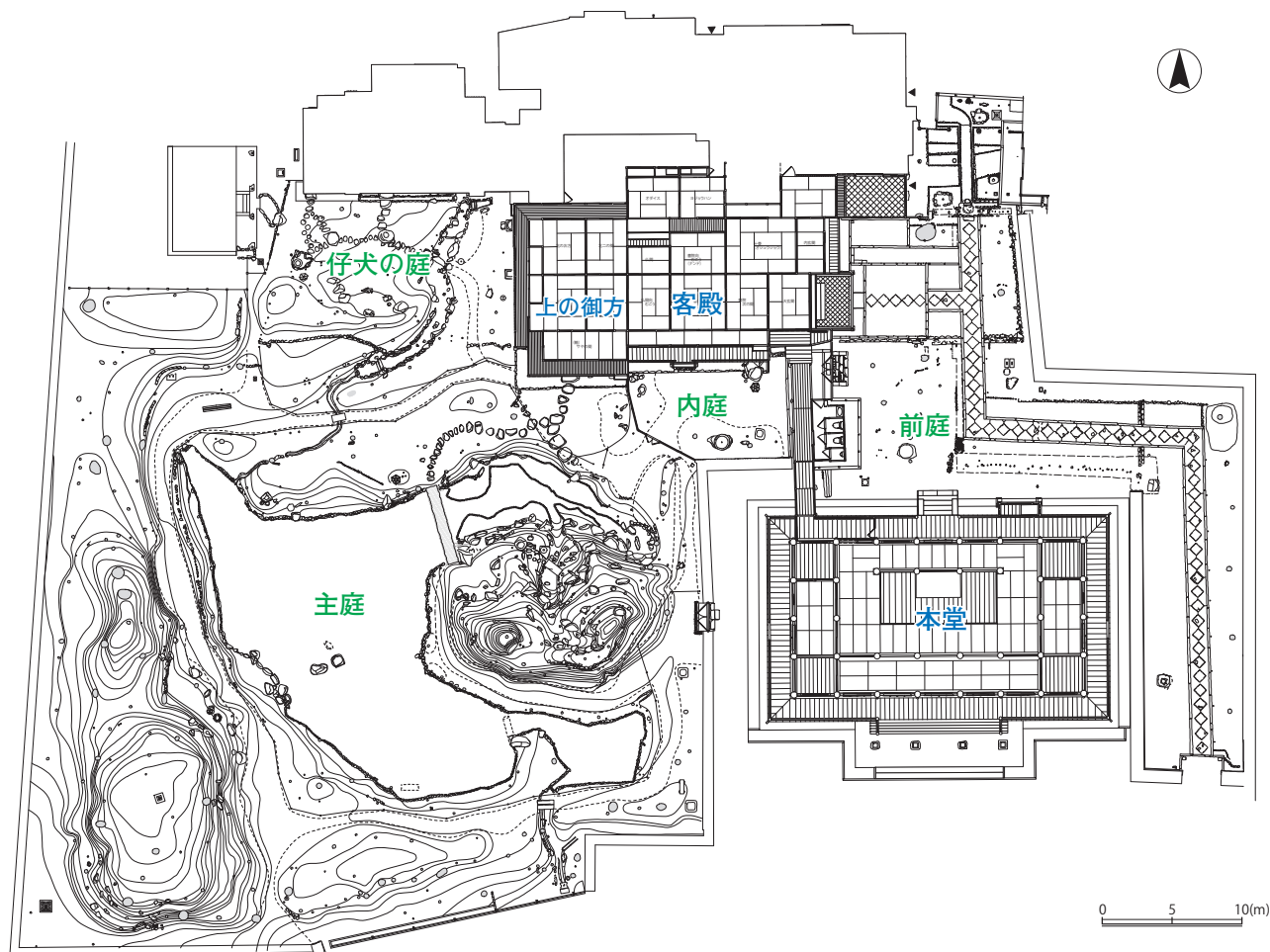


図6 法華寺庭園平面実測図（平成29年、奈文研作図）

先行研究では³⁾、客殿玄関小屋材に記された寛文13年(1673)の銘を根拠とし、客殿・上の御方の建築年代はこの時期頃と考える。主庭はこれら建物からの観賞を意図した構成をとることから、建物の造営に伴い造営されたとみなしている。また、この傍証として、池庭の様式的・意匠の特徴が、寛文頃の造営とみて齟齬がないことを示す。

今回の計画策定の事前調査として、客殿の建造物調査をおこなった。先行研究の判断の根拠となった客殿玄関棟の銘を小屋裏で確認し、柱材等の痕跡から、客殿は高慶尼在任時の寛文13年に当地に移築された建造物であると判断した。また、庭園調査では、庭園平面実測図を作成し、庭園構成について再度検討をおこない、主庭が客殿・上の御方と密接な関係にあることを追認した。以上の調査より本計画では、これらのことから類推できる法華寺庭園の造営時期として、寛文13年にほど近い高慶尼在任期、すなわち指定説明文に記される江戸時代前期の造営とみなしている⁴⁾。

(2) 価値と指定範囲の見直し

『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』(文化庁文化財部記念物課、平成27年3月、以下『マネジメント報告書』と記す)にも示されるように、指定範囲を確定し、これを関係者間で共有することは、保存活用計画の重要な意義の一つである。

先に述べたように、名勝法華寺庭園の指定範囲は、法華寺の現在の境内地にほぼ重なっており、指定説明文に示される内容とズレがある。保存活用計画策定に取り掛かる際、この狭義庭園以外の指定範囲をどのように取り扱うべきなのかが問題となった。

名勝庭園の指定では、所有者との調整の中で、庭園の範囲だけを最低限切り抜くように指定する場合がある。しかし近年は、視点場となる建造物や、その住宅のある敷地の範囲全体を、一連の文脈を持つ空間と捉え、指定による保護措置をとる例が増えている。その意味では、現在の法華寺境内は近世の伽藍配置を現在に伝えるものであり、「御殿」と呼ば

れた客殿と狭義庭園のある区画の成り立ち等を考察する上で、一体的保護されるべき、重要な空間である。

ただし、この範囲は、史跡法華寺旧境内の範囲にも含まれているため、本質的価値の特定に際し、必ずしも「名勝」という枠組みで捉えなければならない訳でもないように思われた。その場合、史跡法華寺旧境内として、保存活用計画策定をするという選択肢が考えられる。しかし、史跡法華寺旧境内の周辺には包蔵地としての旧境内が広がっており、これらのステークホルダーの調整ができていないわけではなく、機が熟しているとは言えなかった。本計画は、所有者である法華寺が、庭園の保存管理の方向性を見出すことを主目的に企図したものである。よって、所有者が複数である史跡の計画を主導する立場にないと同時に、早々に整備事業につなげていかなければならない緊急性があった。

以上のような状況のもと、「本計画においては、法華寺境内が史跡指定地であることに目を配りつつ、名勝指定文に記載された狭義「庭園」の価値の内容に留まらない、名勝指定地全体の価値を見直し、位置付ける」こととした。その際、「マネジメント報告書」に示される「新たな視点に基づく価値評価の可能性」に鑑み、指定説明文からは読み込めない法華寺境内の価値を整理し、また将来的に本質的価値として捉えることのできる可能性のある名勝としての価値を、副次的価値として位置付けることとした。

(3) 本質的価値と副次的価値

狭義法華寺庭園の本質的価値 重森三玲や森蘊の先行研究の検証と、客殿・上の御方の建造物の評価、現況の庭園の景観構成の分析を軸に、3つの本質的価値としてとりまとめた。

法華寺庭園は、比丘尼御所としての時代に作庭された庭園で、『大和名所図会』等の絵図に示されるように、「御殿」としての建物に付随する。これらことから、先行研究でも指摘されるように、江戸時代前期に隆盛していた宮廷庭園の影響下にある庭

表1 名勝法華寺庭園の価値

<p>(1) 狭義「法華寺庭園」の価値：</p> <p>本質的価値：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○江戸時代前期に整えられた地割構成と意匠 ○近世比丘尼御所の遺風を残す庭園景観 ○「御殿」における暮らし・接遇の在り方を感じさせる3つの庭園空間 <p>(2) 「法華寺境内」の価値：</p> <p>本質的価値：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○江戸時代の法華寺境内を継承する景観 ○法華寺境内の変遷を物語る地下遺構・建造物 <p>副次的価値：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○昭和の大修理以降に整備された境内景観 ○森蘊作庭「仔犬の庭」



図7 『大和名所図会』にみる法華寺

園の現存遺構と考えられた。ただし、法華寺庭園と同様の現存する類例が少なく、直ちに宮庭園としての特質を言葉で表現できるほどに学術的整理が進んでいるとはいえなかった。一方で、本質的価値の整理では、学識者以外の関係者にもわかりやすい端的な表現が求められる。学術的な根拠を欠く断定的な表現を避けつつ、価値を表現できる言葉の選択に苦慮したが、これには近世史専門の委員、水谷友紀氏による助言に大いに助けられた。

また、景観の造形的な価値、庭園史上の価値にとらわれていたところ、委員会の中で、「前庭」「内庭」「主庭」という3つの異なる庭園空間が、建物と一体となって当時の御殿の利用の在り方を反映している点が重要であるとの指摘があり、3点目の価値に、この観点を盛り込むことができた。

法華寺境内の本質的価値 狭義庭園以外の法華寺境内の価値を検討するにあたり、近世・近代の法華寺の歴史について整理する必要があった。しかし、古代の法華寺については、歴史研究・発掘調査成果とも、一定の蓄積があったが、中世以降の法華寺の境内の変遷に関わる研究はあまり進んでいない。手かりを得るために、計画策定に先んじて、奈文研で史料調査をおこなったが、法華寺が所蔵する膨大な史料の全容解明は、一朝一夕の仕事ではなく、期間

内に取り掛かることは不可能であった。そのため、既知の史料のみを用いて価値を整理せざるを得なかったが、その中でも「法華寺御所境内惣絵図」（宝暦13年（1763）～安永2年（1773）、法華寺蔵）や『大和名所図会』（寛政2年（1790）、図7）の絵図史料があったことは幸いであり、現在の境内景観が江戸時代の境内景観を継承するものである、という根拠とすることができた。ただし、これらの絵図のみに根拠が偏らないよう、今後の史料調査の成果を逐次反映させていくことは言うまでもない。

また一方で、法華寺境内が名所として人々にどのように享受されてきたのかについて考えをおよぼした時、「江戸時代」という一時代の景観が名所としての風景を構成していると単純に捉えることができないように思われた。例えば、和辻哲郎『古寺巡礼』における法華寺に関する記述をみると、慶長6年（1601）建立の本堂や、明和3年（1766）のクラブロに、和辻は「古代」法華寺を見ている。事実、本堂は古代伽藍の中軸上にあり、使用されている部材にも鎌倉以前のもが含まれ、意匠的にも古代的な様相が継承されている。またクラブロは、光明皇后の施薬院・悲田院の設立の事績に結び付けて語られるのが常套となっている。このように、法華寺境内の現況から、古代以来の法華寺の長きに亘る歴史の重層性が感じられるのであり、2点目の本質的価値として、これを記載することにした。

副次的価値 「昭和の大修理」以降、久我高照門跡の在任時に、境内整備が行われたことは先に述べた。

特に、境内北東部のカラプロ周辺には、見どころある建物が移築・新築され、特色ある景観が構成されている(図8)。その一つは、県指定文化財の旧東谷家住宅(光月亭)である。元は奈良市東部の月ヶ瀬にあった江戸時代中期の庄屋の家で、昭和46年に当地に移築保存された。その南には、昭和48年に茶室・慶久庵が新築された。これは、建築史家・中村昌生の初期作品で、周辺の露地は森蘊による。また、光月亭の東方には、東室と呼ばれる昭和59年に移築した大正時代の和風住宅建築がある。さらに光月亭の西には、昭和の大修理の際に仮本堂として建てられた東書院がある。東室と東書院には、それぞれ南面に小庭が設けられる。4月の雛会式の際には、これらの建物すべてを使つての茶会が開かれている。その際光月亭は大寄せの待合となり、慶久庵の露地は内露地となる。元より境内を広く利用した茶事を想定した配置計画としたことがうかがえる。法華寺における茶事に関する歴史が、どの程度遡りうるものであるのかは、今のところ不明である。ただし「奈良市歴史的風致維持向上計画」でも、「茶の文化にみる歴史的風致」を維持向上すべき歴史的風致としてあげるように、文化財建造物を移築保存しつつ奈良の茶文化を現在に継承する空間として、副次的価値があるものと考えた。

また、昭和の大修理の際に、主庭に北接する奥座敷南面に造られた「仔犬の庭」は、狭義庭園を調査した森蘊による作である。作庭からすでに60年が経

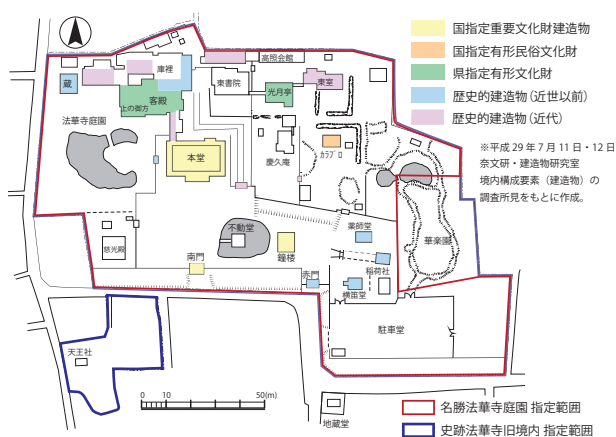


図8 法華寺境内の歴史的建造物

ち、今後森蘊の事績の評価が進むにつれ、価値が高まるものと考えている。

以上のように、指定説明文には直接かかわらない法華寺境内の名勝としての芸術的・学術的な価値を新たに認めることができた。ただし、これら副次的価値はまだ十分に定まったものではないため、これらの価値が潜むエリアでは、整備等の必要が生じた際に、改めて価値を見直し、個別の計画を立案することを原則とした。

4. 計画策定の課題と対応

(1) 継続的調査研究の必要性

先述のように、今回の計画において大きな課題となったのは、近世・近代の法華寺に関する情報が十分でない中で、計画を策定せねばならない点にあったが、現在ある情報の中で、何とか「名勝」の枠組みを遵守した整理ができたと考えている。

しかし、計画をとりまとめることに急いで、学術的な裏付けの十分でない事柄に対して、歴史的な用語を安易に用い、断定的な言葉遣いとなってしまうがちであったのは事実で、委員の皆様には多くの指導をいただいた。価値を定めることは、価値の選別ともいえる。取りこぼしがないう、しかし文化財の保存活用の推進力となるような明確な表現を追求する、その匙加減が、価値づけを得意分野とする文化財専門担当者の腕の見せ所であることを、実感した。

また、あくまでも現時点での価値の整理であり、確かな価値を見極めるためには、今後の史料調査の継続が必須である。このことは、委員会でも再三確認し、計画本文においても、保存活用の方針等を調査成果に応じて見直していくことを前提に、史料調査を継続しなければならないことを繰り返し記載した。理想的には、必要に応じて調査委員会等を設置して、調査を推進する体制をとるべきであろう。本庭園では予定している整備事業の実施に併行して、必要な調査を進めていければと思う。

(2) 現状変更等の取り扱い

各地方公共団体の文化財担当者にとっては、当たり前のことであると思うが、史跡と名勝庭園では現状変更等の取り扱い基準の整理の仕方は、かなり異なっている。史跡は土地の所有者が複数で、土地の用途も様々である場合が多く、ここで想定される現状変更は、まず住宅の新築・改築やインフラ整備、耕作に関わる施設整備があり、発掘調査や遺跡整備がこれに次ぐ。名勝庭園はたいてい一所有者の土地の内に指定範囲が収まっており、現状変更行為の主たるものは、き損した庭園の保存修理工行為や景観阻害要素の撤去、保存活用のための施設整備となる。

また名勝庭園では、本質的価値の保存のために、維持管理行為が非常に重要な役割を果たしている。したがって、名勝庭園の現状変更の取り扱い基準では、維持管理行為と現状変更行為の線引きについて、丁寧な記載をおこなうことが通例となっている。

名勝法華寺庭園の場合、特に狭義庭園の範囲にお

いて、作業者がどこまでが維持管理で、どこからが現状変更なのか、判断に悩む場面が多かったという。また、行政サイドとしても個別の現状変更として挙がってきたマツの伐採を許可する際の判定基準が明確になく、担当者が不安を感じていた。

そこで、本計画では、関係者がこれらの行為を判別しやすくするために、特に狭義庭園の手入れの際に役立つことをイメージして、庭園の日常の維持管理行為と現状変更行為とを、庭園の構成要素ごとに具体的に示した表を作成した。

一方、法華寺境内全域を見ると、法華寺の宗教的な施設や住職の生活にかかわる施設が含まれるエリア、副次的価値を構成する要素の多いエリアなど、用途に差があり(図9)、ここでは、史跡の現状変更の取り扱い基準を参考に、表を作成した(表2)。

これらの表の使い勝手は、今後の運用の中で分かってくると思うが、名勝と史跡の双方の保存活用における考え方の良い点を活かすことができた

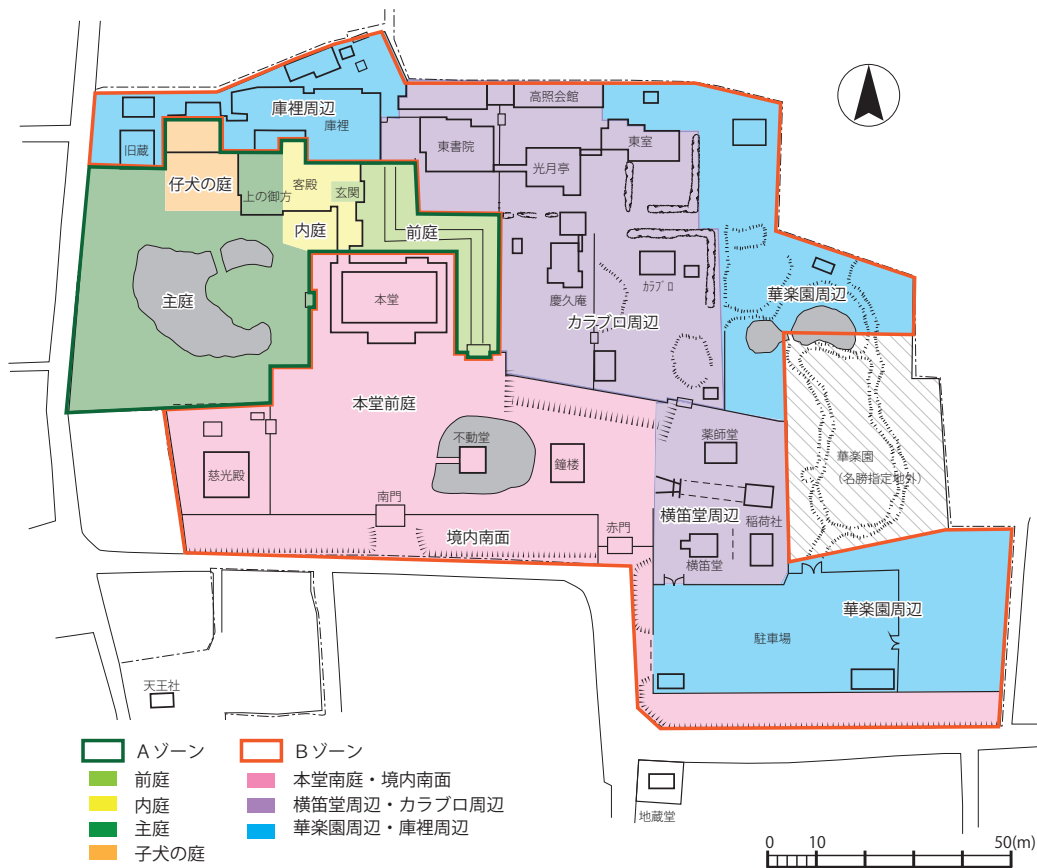


図9 名勝法華寺庭園のゾーニング

表2 現状変更取り扱い基準

現状変更種別	想定される行為	地区名		
		Aゾーン	Bゾーン	
			本堂前庭 ・境内南面	横笛堂周辺 ・カラブロ周辺
ア. 各種学術調査	・発掘調査および、建造物調査、環境調査等の学術調査で土地の形状や景観に変更を加えるもの	発掘調査をはじめ土地の掘削を伴うものは地下遺構の保存を前提とし、調査の目的が明確で、必要最小限の調査範囲であることを条件に認める。		
イ. 文化財の保存管理及び公開活用上必要な行為	・名勝の本質的価値・副次的価値を構成する要素の復旧、修理 ・文化財建造物の修理（足場の設置、修理事務所等の設置）	規模・行為が必要最小限のものを認める。土地の掘削を伴う場合は、発掘調査を行うことを前提とする。 ※表7-3-2 構成要素の類型ごとの現状変更行為と日常の維持管理行為の範囲参照。		
	・保存管理および公開活用上必要な施設等の新築、改築、撤去	現状の施設の維持改修を原則とする。	新築、改築については、規模・行為が必要最小限のものを認める。土地の掘削を伴う場合は、発掘調査を行う。	
	・公開活用上必要なテント等、仮設物の設置	置式を基本とし、必要最小限の規模で史跡名勝の景観に配慮した形状・色彩のもののみ認める。		
	・防犯・防災施設の設置・改修、撤去	設置、改修については必要最小限の規模で、史跡名勝の景観に配慮した色彩のもののみ認める。土地の掘削を伴う場合は、発掘調査もしくは立会をおこなう。		
	・名勝の景観を阻害する要素の移転、撤去	土地の掘削を伴う場合は、発掘調査もしくは立会を前提として認める。		
ウ. 所有者の宗教活動上、生活上必要な行為	・建造物の新築・増築・改築・色彩の変更	新築・増築は認めない。改築について、イ.に関するもので、史跡名勝の景観に配慮した形状・色彩のもの以外は、認めない。	新築・増築は認めない。改築について、イ.に関するもの、または、所有者の宗教活動上・生活上必要不可欠なもので、史跡名勝の景観に配慮した形状・色彩のもの以外は、認めない。	イ.に関するもの、または、法華寺の宗教活動上・管理上必要不可欠なもので、史跡名勝の景観に配慮した形状・色彩のもの以外は、認めない。
	・工作物の設置・改修・色彩の変更	設置・改修は、地下遺構に影響がなく、必要最低限のもので、史跡名勝の景観に配慮した形状・色彩のもののみ認める。		
	・電柱・電線・ガスパイプ・水管・下水管等の改修等	撤去、または従前と同規模・同仕様の改修以外は認めない。		生活上必要な最低限の規模のもののみ、認める。
	・木竹の伐採・植栽・移植	イ.の行為に関係したものにのみ切除・伐採について認める。特にマツをはじめとする本質的価値・副次的価値を構成する樹木については、倒木や落枝の危険判断や、病害虫の罹患に関する専門家による適切な所見を得たものに限る。		
	・土地の掘削、切土・盛土等の形質の変更	ア.イ.に該当するもの以外は認めない。		地下遺構の保存を前提とし、史跡名勝の景観に配慮したもののみ認める。
・建造物・工作物の除却	本質的価値・副次的価値を構成する要素以外のもので、土地の掘削を伴う場合は、発掘調査を前提として認める。			

表3 現状変更と日常の維持管理行為の整理

	現状変更の届出を要する行為	現状変更の届出を要しない行為
	(復旧・修理・整備)	(日常の維持管理行為)
【地形・地割】	<ul style="list-style-type: none"> ・表土浸食箇所の地形の復旧 ・堆積土の除去による地形の復旧 ・石組等修理・伐根・植栽に伴う掘削、発掘調査、埋め戻し ・舗装園路の新設 ・修理・整備に伴う発掘調査等 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃、除草 ・表土流出に伴う軽微な補修 ・舗装園路の損傷に伴う同色系・同工法の軽微な補修
【石組・石造物】	<ul style="list-style-type: none"> ・石組・景石の修理・据え直し ・護岸石積の修理・積み直し ・石造物の修理 ・景石・石造物の保存科学的保護措置 ・敷砂利の交換、追加 ・モルタル割れ補修 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃 ・敷砂利の軽微な追加 ・砂の描紋
【植栽】	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木・地被の新たな植栽 ・樹木の移植 ・眺望確保や修復を目的とする大きな景観変化を伴う除伐や、枝下し ・樹木の伐根 ・水生植物の環境改善整備 ・石組・構造物・建造物の保護、人身の安全にかかる危険防止を目的とした樹木の伐採 ・病害虫による罹患の蔓延を防止する目的の樹木の切除・伐採 	<ul style="list-style-type: none"> ・風倒木・枯死木の撤去 (安全管理上必要で、伐根を伴わないもの) ・年間管理における樹木の整枝剪定 ・地被の刈込、補植 ・防除・施肥 ・コモ卷 ・遺構や景観に影響をおよぼす実生木の除去・伐採 ・「御摘花」等草本類の栽培 (植栽範囲の拡大を伴わないもの)
【水系】	<ul style="list-style-type: none"> ・池の浚渫 ・暗渠管の改修・更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・落葉等の除去 ・流れの堆積土除去 ・井戸蓋の設置・更新
【構造物】	<ul style="list-style-type: none"> ・景観を阻害する構造物の撤去 ・塀の復原 ・標識、説明板、注意札、囲柵等の設置・改修 ・掘立の人止め柵、杭の新設、改修 ・案内板、解説板の設置 ・電灯の新設・改修 ・放水銃、消火栓等、防災設備の設置・改修 ・トイレ上下水管の更新 ・建造物等の修理に伴う足場の設営 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易な人止め柵（置式）やベンチの設置、部分補修 ・人止めロープの同材料での更新 ・設備等の同色系、同工法の塗装塗り替え ・塀の壁面等での同色系、同工法の小規模な修理
【建造物】 *建造物としては非指定のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・解体修理、補修、耐震補強 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃 ・軽微な部分補修 ・小規模な壁面等での同色系、同工法の塗装塗り替え

のではないかと考えている。

(3) 文化的営為と宗教的行為の仕分け

法華寺境内の東部には、華楽園という庭園がある。これは久我高照門跡が、平成に入ってから造営した庭園である。この敷地は、元来法華寺の境内地であったが、一時所有を離れていたものを、買い戻して境内地として復した場所である。一部に、名勝指定のかからない地番が入り込んでいるが、境内地としては一体の空間であるため、本計画では計画対象範囲としている。

狭義庭園が“文化財”として保存するものである、という認識があったためであろう、境内地が指定される前は花木など新たな植栽は、こちらの庭園で楽しんだようだ。樹木には法華寺縁の貴人から贈呈されたものが含まれ、池には「法華寺蓮」が植えられるが、もともと主庭の池にあった蓮を、ザリガニの被害を受けて衰弱したことを機に、こちらに移したという。さらに一年草などの草花を栽培する花壇が設けられており、これらは「御摘花（おつんばな）」と呼ばれる。本堂本尊に一年中、摘み取った花を供

えることを欠かさないという習わしのための花壇であり、通年で何らかの草花の開花があるように管理されている。

このような行為は、法華寺における宗教行為との境目も曖昧であり、現状では歴史的な行為とみなすことも難しいが、法華寺庭園と境内地の利用の在り方を考える上で、非常に示唆に富むものである。

文化財として保存された「前庭」の紅梅や「主庭」のカキツバタも、御所からの下賜品であると伝わっている。推測ではあるが、本庭園が文化財となる以前には、各時代の門主が、新たな植栽を楽しんだであろうし、「御摘花」の源も主庭にあったかもしれない。

本計画では、現状変更の取り扱い基準において、これらの文化的行為が妨げられるようなことの無いような配慮をおこなった。具体的には、「御摘花」の栽培や、伐根を行わない限りの植栽管理は、華楽園に範囲を限ることを条件に、日常の維持管理行為として位置付けた。

5. 計画策定における工夫

『マネジメント報告書』の末尾に、保存活用計画の標準構成が掲載されており、計画策定にあたっては、ひとまずこの構成を見ることが、取り掛かりとなる。あくまでもこれは標準構成であって、史跡等の個別の計画において、検討せねばならない項目が適宜追加される。名勝庭園も無論、史跡等に含まれており、これをベースとするが、ここに記載されない名勝庭園特有の必要な検討事項があると考ええる。

本計画では、標準構成に示されていない、名勝の保存活用計画策定において、必要なこととは何かを意識して構成した。まずは、先にも述べたこれまで名勝庭園の保存管理計画において、これまで蓄積してきた得意分野として、保存管理方針に係る構成要素の類型ごとの取り扱いに関する丁寧な記載と、現状変更の取り扱い基準における、保存に資する維持管理行為の位置づけの明記があげられる。

また、庭園の価値づけや具体的な保存管理方針の

決定には、庭園の景観構成（ここでは特に景観軸）の分析が重要な役割を果たす。したがって、これを分析して、図面等で明示することで、関係者間における庭園に対する理解の共有を図ることができる。

さらに、本計画では実施できなかったが、庭園観賞上、庭園の構成上重要な建造物（建造物単体としては非指定）がある場合、この建造物の保護・保全の指針を部位ごとに示すことができれば、その後の運用がかなり楽になるだろう⁵⁾。

加えて、所有者が自律的に保存活用の判断できるような計画となるよう、保存管理方針や、現状変更の取り扱いについて、判断基準の明確化やわかりやすい記載に努めたが、運用にあたる中での感想などをフィードバックさせて、良いものにしてきたい。今後は、計画の概要版や維持管理マニュアルの作成が必要であると思う。

6. 今後について

本計画は、文化財保護法等の改正法の施行を目前に、実効性のある保存活用計画が求められる中で、法華寺と奈文研の連携研究として、名勝庭園の保存活用計画の理想形はどのようなものなのか、事例を通じて検討するができた。しかし、調査期間が短く、基礎調査が最低限の情報収集としてしか実施できなかった。今後、整備事業を実施していくのに併せて、史料調査をはじめ、調査研究を推進していきたい。

法華寺は有形文化財をはじめとする様々な文化財を有している。法華寺境内の変遷とこれらの文化財は切り離せない文脈の中にある。昨今、地方公共団体では、市内にある文化財の総合的な保存活用計画を策定しているケースがある。理想論ではあるが、様々な文化財を所有する寺院においても、建造物をはじめとす不動産文化財の維持管理計画や、動産文化財の展示活用計画を含んだ文化財の全体計画があれば、各分野ごとの動きも把握しやすくなり、より効果的な保存活用が可能となるだろうと思う。

7. おわりに

史跡の保存管理計画は、指定地を所有する複数の所有者に対し、段階的な土地の公有化等に関する方針や、統一的な現状変更等の基準を示すことを大きな目的として、策定されてきた経緯がある。その点、名勝庭園では、史跡のように広範囲の公有化に取り組まねばならない例が少なく、進行したき損に対してどのような方針によって保存修理を行うか課題となるため、整備基本計画の策定や、き損部分の保存修理事業が先行する例が多かったように思う。しかし、文化財の活用が当たり前となった現在、保存及び活用の全体的な方向性なしに、補助事業を執行することが難しくなっている。したがって、名勝庭園の保存活用計画においても、文化財活用の拠点施設としての役割や、他の文化財との連携など、広域的な活用や地域への貢献の視点を盛り込むことを検討する必要があるだろう。実際、庭園修理の材料確保や、技術の伝承など、所有者の努力だけでは実現が難しいが価値の保存に直結するようなことを、地域全体で支えていくようなプログラムが必要である。その点で先行している史跡や建造物の活用事例を参照しながら、計画していくことが有効であろう。

一方、名勝庭園のこれまでの保存管理計画では、保存管理方針における景観指標の設定、価値の保存と現況との調和の観点、構成要素ごとの具体的な取り扱い方針の提示などに力点が置かれてきており、景観のコントロールや維持管理に関する蓄積が大きい。このような名勝庭園特有の計画の視点を整理し、主に史跡を念頭においた『マネジメント報告書』掲載の計画の標準構成を、名勝庭園にフィットしたものにカスタマイズしていく必要があると考える。

今回の計画策定を通じて、当然であるが計画には十分な基礎調査が必要であることを痛感した。各地方公共団体では、考古学以外の分野の専門職員の配置が難しい中で、大学等、地元の研究機関との連携などによって、長期間に亘って地道に調査を継続できる体制をとるのが理想であると改めて感じた。

また計画は、今後の方向性を決める重要な指針であるが、その反面、記述されない周辺の事柄を振るい落とす側面が少なからずある。それらを取りこぼさないよう、ひとまず策定した計画から枝葉のように詳細調査と個別計画の網を広げていかねばならないと実感した。

【補註および参考文献】

- 1) 本項目は、奈良市HP及び、立石堅志「史跡等を活かした地域づくり・観光振興－奈良市の事例－」『平成29年度遺跡整備・活用研究集会報告書 史跡等を活かした地域づくり・観光振興』奈文研、2018を参考とした。
- 2) 奈良市教育委員会教育総務部文化財課からの情報提供による。
- 3) 重森三玲『日本庭園史図鑑 江戸時代中期二』第14巻、昭和12年、有光社、森蘊「法華寺の客殿と庭園」『大和文華』第15号所収、昭和29年
- 4) 以上、『名勝法華寺庭園保存活用計画』法華寺（平成30年12月刊行予定）の第3章第3節。
- 5) 『名勝旧齋藤氏別邸庭園保存活用計画』2017年3月、新潟市教育委員会

【図版出典】

- 図1：土地分類図（地形分類図）奈良県1/200,000
図2：「奈良市歴史的風致維持向上計画」奈良市、平成27年2月
図3：国土地理院1/25,000地形図に追記
図4：神野恵「都城の寺院」『考古学ジャーナル』705号掲載図に、追記

※ 計画の本文作成にあたっては、名勝法華寺庭園保存活用計画策定委員会の委員である、小野健吉氏（和歌山大学）、林良彦氏（奈良文化財研究所客員研究員）、水谷友紀氏（京都府立大学学術研究員）に、指導助言を賜った。特に、水谷氏には法華寺の歴史と境内の変遷に関する執筆をはじめ、歴史用語の取り扱い等について、懇切なる指導をいただいた。この場を借りて謝意を表したい。